

滋賀医科大学同窓会「湖医会」会則の一部改正 (案)

滋賀医科大学同窓会「湖医会」会則（1981年（昭和56年）3月25日制定）の一部を次のとおり改正する。

第9条第1項のうち、「2年」を「3年」とする。

付則 この会則は、2010年（平成22年）10月23日から施行する。

（改正理由）

役員任期を2年から3年に延長することに伴い、整備するものである。

滋賀医科大学同窓会「湖医会」会則新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(前略)</p> <p>第9条 役員任期 役員任期は、<u>2年</u>とする。但し、再選を妨げない。任期満了後であっても、後任者の選出あるまでは、その務を行わなければならない。 2. 新卒幹事の任期は、前項に関わらず次の役員改選までの期間とする。</p>	<p>(同左)</p> <p>第9条 役員任期 役員任期は、<u>3年</u>とする。但し、再選を妨げない。任期満了後であっても、後任者の選出あるまでは、その務を行わなければならない。 2. (同左)</p>